

高齢者が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

## 市高齢者等見守りネットワーク

☎ 高齢介護課高齢福祉係 ☎95-9888

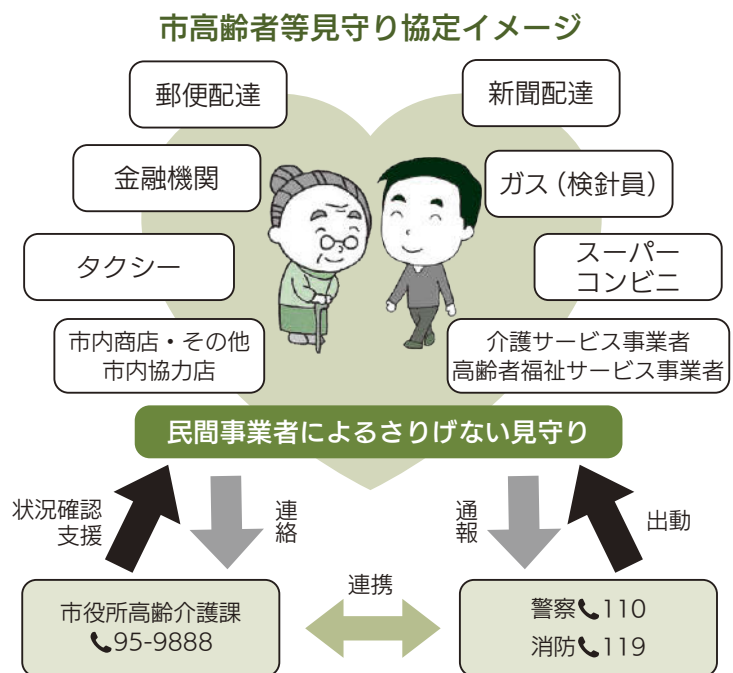
市では高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、高齢者等見守りネットワークを推進しています。この一環として、8月1日現在で64の民間事業者や団体と高齢者等の見守りに関する協定を締結しています。

協定では、協力事業者が店舗での接客や配達での訪問などの日常業務の中で、高齢者などの様子に異変を感じたときに、市役所などへの通報をお願いしています。この協定を通じて、さらなる高齢者への迅速な支援や安否確認につなげています。

私たちの日常生活の中でも、身近な高齢者などの異変に気付いた場合は同様に連絡・通報をお願いします。安心・安全なまちづくりに協力してください。

### 高齢者の異変を感じる具体例

- ・ポストが新聞や郵便物でいっぱい
- ・洗濯物が何日も干しっぱなし
- ・何回も同じ手続きに訪れる
- ・同じ商品を頻繁にたくさん購入している
- ・夏なのに冬の服を着ている
- ・裸足で歩いている
- ・同じところを行ったり来たりしている など



### 事業者の募集

更なる見守り体制の推進のため、協力できる事業者を募集しています。費用はかかりません。高齢者などが安心安全に住み慣れた地域で、長く過ごすことができるよう協力をお願いします。興味のある事業者は、問い合わせてください。

※市内において、高齢者の日常生活圏域で事業活動を行っていることや、日常業務で高齢者と接する機会が多く、協定書に定める見守り活動の趣旨を理解し、円滑に実施できる事業者が対象です。

## 高齢者タクシー料金助成利用券を配布します

☎ 高齢介護課高齢福祉係 ☎95-9888

高齢者の社会参加の促進及び家族の介護負担の軽減を図るため、タクシーを利用した際の乗車料金の一部を助成する事業を、10月1日(土)から新たに開始します。

利用券は9月1日(休)から交付しますので、対象となる人は申請してください。

**対** 65歳以上の在宅の人で、以下の全てに該当する人

- ・生活保護受給世帯又は住民税非課税世帯の人
- ・要支援認定者又は要介護認定者

※福祉タクシー料金助成の対象の人及び自動車税又は軽自動車税の減免を受けている人は対象外です。

**交付枚数** 1か月当たり2枚(1枚につき700円まで助成)

**申** 対象者の介護保険証と手続きをする人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)を持参し直接